

秩父市結婚新生活支援事業対象者確認シート

この確認シートで、対象者に該当する場合は、結婚新生活支援事業補助金の申請ができる場合がありますので、問合せ先へお問い合わせください

結婚を機に、秩父市内にある住宅を新たに購入・賃借した方で、
以下、全てに当てはまれば、この補助金の対象になる可能性があります。

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- 婚姻届を受理された日において、夫婦が共に39歳以下
- 申請日において、秩父市内に夫婦のいずれかの住民登録がある
- 申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる秩父市内の住宅に住所を有している
- 市税等の滞納がない
- 過去に夫婦の双方が本補助金（他自治体の同趣旨も含む）の交付を受けていない。
- 申請日において、直近の所得証明書等において、夫婦の所得を合算した金額が、
400万円未満

（※年収や手取り収入とは異なります。給与収入の場合、年収550万円未満が目安です）

所得については裏面もご確認ください

夫婦の所得確認表

	申請者	配偶者
氏名		
所得金額（R3.1.1～12.31） ※R4年度課税証明書の合計所得金額 ※申請時に無職の場合は、0円とする	円	円
夫婦の所得金額合計（A）		円
貸与型奨学金の年間返済額（B） (R3.1.1～12.31) ※夫婦共に返済している場合は合算		円
判定する所得金額（A）－（B）		円

→ 400万円未満の場合、所得の要件を満たします

補助金給付を受けるにあたって、市が指定する、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する取組に参加することが必要です。



問合せ

秩父市 市長室総合政策課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp

所得とは？

- ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除金額
- ・自営業の場合：1年間の売上金額－必要経費
- 個人に複数の所得がある場合は、合算してください。

給与所得者の所得金額とは？（源泉徴収票の見方）

令和3年分 納付の源泉徴収票															
支 払 を受け る 者	住 所 又 は 営 所	秩父市熊木町8-15													
		(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 氏名 (フリガナ) チチバ 夕吹 秩父 太郎													
種 別			支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額			
給与			内	4	500	000	3	160	000	1	020	000	内	118	900
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別) 控除の額		控除対象夫・妻・親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有	従有		千	人	内	人	従人	人		内	人	人			
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額						
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円					
540 000															

所得確認表の記載例

(給与所得のみの場合)

申請者	配偶者
秩父 太郎	秩父 花子
3,160,000 円	500,000 円
夫婦の所得金額合計 (A)	3,660,000 円
貸与型奨学金の年間返済額 (B) (R3.1.1～12.31)	204,000 円
※夫婦共に返済している場合は合算	
判定する所得金額 (A) - (B)	3,456,000 円

→ 400万円未満のため、所得の要件を満たします